

相当の対価の支払を命じる判決の問題点について

秦 公正

目 次

- 一 はじめに
- 二 裁判例
 - 1. 東京地判平成4年9月30日判時1433号129頁
 - 2. 大阪地判平成14年5月23日判時1825号116頁
- 三 相当の対価の支払を命じる判決の問題点
- 四 判決で認定された対価の額の再評価（修正）の必要性
- 五 解決の選択肢
 - 1. 実体法における解決例
 - 2. 訴訟法における解決方法
- 六 解決の方向性
 - 1. 追加請求あるいは減額請求による修正の可否
 - 2. 民事訴訟法117条の類推適用の可能性
- 七 おわりに

一 はじめに

従業員等が職務発明をした場合、使用者等は当該発明につき無償の通常実施権を有するとされるが（特許法35条1項参照）、これとは別に従業員との契約・就業規則等の定めにより特許を受ける権利等を承継することもできる。その場合、従業員は、特許を受ける権利等を譲渡する代わりに、使用者等から相当の対価の支払を受ける権利を有することになる（同条3項参照）。そして、特許を受ける権利等の従業員から使用者への譲渡は、特許法35条2項の反対解釈により、あらかじめ就業規則・契約等で定めることができる。実際、ほぼすべての企業の就業規則・職務発明規程などで、従業員が職務発明をした場合の取扱いが定められている。

近時、職務発明に関し、従業員が使用者に対して、相当の対価の支払を求める訴訟が頻発している。その理由は、使用者から従業員に支払われる相当の対価の額が、あまりに過少であると考えられることがその1つであろう。

従業員が使用者に対し、相当の対価の支払を求めて裁判所に訴求した場合、裁判所は従業員と使用者の間の就業規則・契約等で定められた対価の額に拘束されるのであろう

か。この点につき、最高裁は平成15年4月22日判決^①において「勤務規則等により職務発明について特許を受ける権利を使用者等に承継させた従業者等は、当該勤務規則等に、使用者等が従業員等に対して支払うべき対価に関する条項がある場合においても、これによる対価の額が同条4項の規定に従って定められる対価の額に満たないときは、同条3項の規定に基づき、その不足する額に相当する対価の支払を求めることができると解するのが相当である」と判示した。

したがって、従業員が相当の対価の支払を裁判所に訴求してきた場合には、裁判所が相当の対価の額を定めることになる。その際、裁判所はその額を定めるにあたり「使用者等が受けるべき利益の額」と「その発明がされるについて使用者等が貢献した程度」を考慮しなければならない（同条4項）。そして、結論として従業員に支払われた対価の額が相当の対価に満たないと判断すれば、不足額の支払を使用者に命じることになる。

ところが、相当の対価を定めるにあたり考慮すべき「使用者等が受けるべき利益の額」の利益とは、特許法35条4項の文言上「受けるべき利益」とされているので、その発明により現実を受けた利益ではなく、使用者がその発明に

より将来受けることになる見込まれる利益と理解されている。それゆえに「使用者等が受けるべき利益の額」の算定の基礎には、必然的に将来発生すると予測される事実が含まれることになる。仮に、判決において算定の基礎として用いられた事情が実際には発生しなかった、あるいは、判決では予測されなかった別の事情が生じたような場合には、「使用者等が受けるべき利益の額」が予測と大きく異なることもあり得る。果たして、このような場合でも判決の修正の余地は認められないのであろうか。

上記のような問題意識に基づき、本研究ノート（以下、本ノートという。）においては、使用者に対して不足分の対価の支払を命じた裁判例のうち、本ノートに特に関連する2つの事件を採り上げ、判例による「使用者等が受けるべき利益の額」の算定方法を前提とした上で、相当の対価の支払を命じる判決における問題点を明らかにするとともに、その解決策及びその方向性について現時点までの自らの考えを明らかにしたいと思う。

二 裁判例

1. 東京地判平成4年9月30日判時1433号129頁

（事実の概要）被告（以下、Y会社という。）の取締役であった原告（以下、Xという。）が、在職中に創作、考案し、Y会社に帰属するに至った意匠、考案（以下、本件意匠等という。）について、意匠法15条3項及び実用新案法9条3項に基づき、その対価の支払を求めた事件である。Y会社は、本件意匠等を自ら実施していた。本件訴訟の口頭弁論終結時において、本件意匠等は権利の存続期間中にあり、Y会社は依然として本件意匠等を実施していた。

（裁判所の判断）「一 意匠法15条3項、実用新案法9条3項によって準用される特許法35条3項及び4項によれば、従業者等は職務発明について使用者等に特許を受ける権利も若しくは特許権を承継させたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有するものとされ、その対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならないものとされている。

そして、当事者間に特段の事情のない限り、右相当の対価の請求権は、特許を受ける権利又は特許権の譲渡の効力が生じた時に発生し、対価の額はその時点における客観的に相当な額を定めるべきものと解するのが相当であるが、譲渡の効力が生じた時より後に生じた事情、例えば、特許登録がされたか否か、当該発明の実施又は実施許諾によって使用者等が利益を得たか否か及びその利益の額も、右時点における客観的に相当な対価の額を認定する資料とすることができるものと解するのが相当である。

二 そこで、本件各意匠にかかる意匠登録を受ける権利及び本件各実用新案にかかる実用新案登録を受ける権利の譲渡に対する相当な対価の算定にあたって考慮すべき事項である創作又は考案により使用者等が受けるべき利益の額

について検討する。

1 意匠法15条3項及び実用新案法9条3項により各準用される特許法35条1項によれば、使用者である被告は職務創作又は職務考案である本件各意匠、本件各実用新案について、当然に無償の通常実施権を取得するものである。したがって、被告が本件各意匠、本件各実用新案を受ける地位の承継を受けた場合に支払うべき相当な対価の算出にあたって考慮すべき「使用者等が受けるべき利益の額」とは、単に被告が本件各意匠、本件各実用新案を無償で実施することにより得られる利益の額をいうものではなく、本件各意匠権者又は本件各実用新案権者として本件各意匠、本件各実用新案を実施する権利を専有することによって得られる利益の額を指すものといわなければならない。

…本件各意匠又は本件各実用新案を実施する権利を専有することによって得られる利益の認定方法としては、本件各意匠権者又は本件各実用新案権者であることによって、本件各意匠又は本件各実用新案を第三者に有償で実施許諾することが可能になることに着目すれば、本件各意匠権については意匠権設定登録の日から、本件各実用新案については出願公告の日から、各存続期間の終了までの間、それらを自ら実施せず第三者に実施許諾したと仮定した場合に得られる実施料相当額が職務創作又は職務考案の実施を排他的に独占し得る地位を取得したことによりはじめて受け取ることができる利益であるとみなすことができるから、右実施料相当額を基準として被告が受けるべき利益の額を認定することも許されるというべきである」

裁判所は、このように判示した上で、「使用者等が受けるべき利益の額」の算定にあたっては、本件各意匠・考案による1年間の平均売上を予測し、さらに本件の場合、各意匠・考案が陳腐化する可能性が少ないことを理由に、先に計算した額に意匠権が存続可能な15年分（考案に関しては10年分）を乗じて計算する方法をとった。

2. 大阪地判平成14年5月23日判例時報1825号116頁

（事実の概要）原告（以下、Xという。）は、被告（以下、Y₁会社という。）に平成6年3月まで在職していたが、平成6年4月以降は、Y₁会社と訴外A会社が共同出資して設立した訴外B会社に在職していた。Xは、訴外B会社に在職中に希土類金属について職務発明（以下、本件発明という。）をしたが、本件発明については、Y₁会社が平成8年2月13日に特許出願し、発明者にはXではなく、Y₁会社に勤務している従業員Y₂の名前が記載されていた。

Xは、①Y₁会社に対し、本件発明の特許出願の願書に記載された発明者がXである旨の補正手続を求めるとともに、Y₂に対し、本件発明の発明者がXであることの確認を求め、②Y₁会社に対し、主位的に、本件発明にかかる特許を受ける権利の譲渡契約の対価、又は請負契約（業務委託契約）の報酬として、予備的に、特許法35条3項の類推適用による対価請求として、3000万円の支払を求めた。

本件発明は、平成9年8月19日に公開されているが、口

頭弁論が終結した時点で、いまだ審査請求がなされておらず、特許権として登録されることになるかどうか分からない状況であった。裁判所は、Xの予備的主張を受け容れ、特許法35条3項の類推適用が認められるとした上で、次のように判示した。

(裁判所の判断) 「…特許法35条4項は、「前項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。」と規定している。

従業者による職務発明の場合、使用者は当該発明について無償の通常実施権を当然に有するのであるから(同条1項)、「その発明により使用者等が受けるべき利益の額」(同条4項)は、特許権や専用実施権の価値から使用者が当然に有している法定通常実施権の価値を差し引いた額を意味すると解される。したがって、その額の算定に当たっては、特許権の譲渡等を受けることにより、職務発明について単に通常実施権を取得するとどまることを超えて、その実施を排他的に独占し得る地位を取得したことにより使用者が初めて受けることになると見込まれる利益(すなわち、一般的には、使用者が他に有償で実施させたとすれば得られるであろう実施料の額がこれに相当すると考えられる。)を基にすべきである。

…以上の事実に基づいて、本件発明により「使用者等が受けるべき利益の額」を検討するに、…本件発明は特許出願され出願公開されているが、審査請求されておらず、特許登録にならないで終わる可能性も相当あること、などの事情を総合考慮する必要がある。」

このように裁判所は判示し、「使用者等が受けるべき利益の額」の算定にあたっては、本件発明を第三者が実施した場合に当該第三者が1年間にあげると予測される売上高を計算し、特許権の存続期間を出願から10年(特許権が存続可能な最大期間は原則として出願から20年である。)と予測して、先の売上高に乗じるという方法を採用した。

三 相当の対価の支払を命じる判決の問題点

上記2つの裁判例は、いずれも将来の予測に基づいて「使用者等が受けるべき利益の額」を算定している点で、共通するものである。すなわち、1. 事件では、当該創作に基づく売上平均が口頭弁論終結後も変動なくそのまま持続すること、そして、権利自体が意匠権の最長の存続期間である登録から15年間何事もなく存続すると予測し、2. 事件では、当該発明による売上の平均が口頭弁論終結時以降も変動しないこと、当該発明の特許登録がなされること、実施許諾契約の期間が10年間であると予測して「使用者等が受けるべき利益の額」を算定するものである。

そもそもこのような対価の算定方法が妥当かどうかの問題も考えられるが、(1) 権利が存続中の発明については、当該権利の存続期間の満了まで、また、(2) 出願はされているが登録がなされていない発明については、登録の可能

性がなくなるまで、に使用者等が受けるべき利益の額を相当の対価を定めるにあたって考慮することは十分合理性があると考えられる⁽⁴⁾。

ところで、このように相当の対価の算定にあたって考慮すべき「使用者等が受けるべき利益の額」が将来起こるであろう事実の予測に基づいて算定される場合があるとすれば、当該訴訟の口頭弁論終結後に判決において予測された事実が発生しなかった、あるいは、予測とは異なる別の事実が発生したという事態が考えられなくもない。上記の2つの裁判例でいえば、意匠権が15年間存続しなかった(いったんは登録された場合でも、存続中に無効審判が請求されるようなこともあり得る)、売上高が口頭弁論終結以降に著しく増加もしくは減少した(創作・発明の陳腐化など)、あるいは、発明自体が特許登録されなかった(出願した発明が最終的に拒絶査定を受けたり、そもそも使用者自身が当該発明について審査請求をしない場合)などの事態である。その結果、判決において「使用者等が受けるべき利益の額」を考慮して定められた相当の対価の額が、事後的に、過少であった、または、過大であったということが明らかになることになる。

このような事態が生じた場合に、判決において認定された相当の対価の額の再評価(修正)が認められるべきであろうか。

四 判決で認定された対価の額の再評価(修正)の必要性

既述のような事態、すなわち、判決において予測された事情と異なる事情が生じたことを理由に、判決で認定された対価の額の修正が認められるべきであろうか。この点については、私は現時点で次のように考えている。

特許法35条は従業者が職務発明をした場合を規定しているが、この規定の趣旨は使用者と従業員の衡平を保つことにあるとされ、それにより、両者の発明に対するインセンティブを与えることを目的としている⁽⁵⁾。そうであるならば、相当の対価の額についても、結果的に一方当事者の有利になり得るような事態(通常、事後的に対価の額が過少であるとの事情が生じれば使用者側の有利に、逆に対価の額が過大であるとの事情が生じれば従業員側の有利に働く)を認めるべきではなく、可能な限り両者の衡平を保つ必要があると考える。しかも、発明は従業員の能力だけで成し遂げられるものではなく、使用者の研究・設備への投資と一体となって成り立つものである。それゆえ、どちらか一方だけが有利に扱われることは、お互いの発明に対するインセンティブを減じることになると考えられるので、相当の対価の額を発明の価値に見合った可能な限り正確な対価の額に近づける必要があると考える。このような考え方は、特許法の目的(特許法1条参照)からも肯定されると思われる。

また、すでに多くの会社でも採り入れられるに至ってい

るものに、発明の実績に応じて、一定期毎に対価を支払っていくという実績補償、あるいは運用補償という方法がある⁽⁶⁾。つまり、従業員等が行った発明がどれだけの実績をあげることができたかに応じて、従業員に対し、対価の支払を1回ではなく数回に分けて行おうというものである。発明が大きな売上を出せば、対価の額がそれだけ増えることになり、逆にその発明がほとんど使い物にならなかったような場合には、それに応じて対価の額が少なくなる。この方法は、時間の経過による売上の変動・権利の消滅などにも対応が可能であり、発明の価値に応じた正当な対価の支払が可能となる点で、従業員・使用者ともに最も納得の行く合理的な算定方法ではないかと考える。実際、裁判所もこのような数回に分けての対価の支払方法を認めている⁽⁷⁾。従業員・使用者、両者の納得を得るためにも判決で認められた額の修正の必要性があると考えられる。

このような修正の必要性に対しては、次のような反論も予測されるだろう。つまり、相当対価請求権は、従業員が使用者に対し特許を受ける権利等を譲渡した時に生じるものであるから、従業員が提起した訴訟の口頭弁論終結時までに現れた事実から、承継の時点において客観的に使用者が受けとるであろうと予測される利益の額を認めれば十分であり、後に生じた事情をあらためて考慮して相当の対価の額を修正させる必要はないという考えである。相当の対価が特許を受ける権利等の1回的譲渡の対価であり、売買契約や営業権の譲渡等と同視できる性質のものであれば、後に目的物の価値が変動したことや営業権の価値が変動したことを理由にして、契約で定められた額の修正が認められないと同様に相当の対価の額についても修正は認められないと考えることができるかもしれない。

しかし、次のような理由から、相当対価請求権については、売買契約、営業権の譲渡契約などと別に考える必要があるのではないだろうか。売買契約や営業権の譲渡において当事者が契約に拘束されるのは、まさに契約の効力があるからに他ならない。自らの意思で自由に目的物あるいは営業権の価値を判断することができる状況だったため、裁判所としてもその契約の拘束力をできる限り尊重するのは当然のことである。しかしながら、相当の対価の額については、裁判所は当事者間の就業規則・契約で定められた対価の額に拘束されず、自ら相当の対価の額を定めることができるものである。それゆえに、当事者に自ら対価の額を定めたという自己責任を問うことはできないのであるから、判決において認定された対価の額を算定する際の基礎となった事情が変動して、相当の対価の額が不当であったと評価されるような事態が生じた場合には、先に述べたように、何らかの形で修正を認める方が相当の対価をより現実の額に近づけることにも資するし、両当事者にとっても納得を得やすいのではないだろうか。

そこで、再評価（修正）の必要性が認められるとした上で、判決において認定された対価の額を再評価（修正）する方法にどのようなものが考えられるかについて次に述べ

ることとする。

五 解決の選択肢

1. 実体法における解決例

判決において一定額の金銭の支払が命じられた後に、その判決の基礎となった事情に変化が生じる可能性は、相当対価請求訴訟だけに限られるものではない。例えば、要扶養者が扶養義務者に対し、一定額の扶養料の支払を求める審判を起すことがあるが、この場合には、扶養料の支払を命じる審判がなされた後に、扶養義務者の収入の減少や要扶養者の扶養の程度の変動が生じる可能性がある。また、賃貸借契約においては、契約で定められた賃料の額の基礎となった事実が契約締結後の経済事情の変動（公租公課の上昇・下落、土地の価格の上昇・下落）などにより変化することがある。このような場合に、前者においては、民法880条の規定により、扶養関係の変更又は取消しを求めることができるとされ、また、後者においては、借地借家法11条・32条によって地代等の増減請求権が認められており、いずれの場合にも、実体法の規定により、判決において認められた扶養料・賃料等を事後的に再評価（修正）する訴えが認められている。

これに対し、相当対価支払請求権に関しては、特許法35条が規定を置いているが、同条は、従業員が職務発明をし、就業規則・契約等に基づいて特許を受ける権利等を使用者に譲渡する場合には、相当の対価の支払を受ける権利を有する（同条3項）と規定し、また、その相当の対価の額は「使用者等が受けるべき利益の額」及び「その発明により使用者等が貢献した程度」を考慮して定めなければならない（同条4項）と規定するにすぎず、口頭弁論終結時以降に、判決において対価の算定の基礎とされた事情に変動が生じたとしても、明文で再度の訴えを認める規定を設けていない。したがって、形式的には特許法上は判決で認定された対価の額を修正する余地はないと考えられる⁽⁸⁾。

しかしながら、既述のように1度支払が命じられた相当の対価の額が結果として不当と評価されるような事態が生じた場合には、これを修正する手段が認められるべきであると考えられる。それゆえに、特許法上は金額の修正の余地を認めることができないとしても、訴訟法上において何らかの形で修正の余地が認められないか否かを考えてみたいと思う。

2. 訴訟法における解決方法

(1) 追加請求あるいは減額請求

1つ目の解決の方法は、いったん命じられた相当の対価の額を修正する手段として、事後的に追加請求あるいは減額請求（請求異議の訴え）を認めることが考えられる。すでに、不法行為に基づく損害賠償請求事件において、前訴の口頭弁論終結時において予測することができなかった後遺症については、被害者からの追加請求を認める裁判例が⁽⁹⁾出されている。さらに、不法占拠に基づく賃料相当額の損

害金の支払を求めた事案で、いったんは賃料相当損害金の支払が命じられたが、後に周辺地域の賃料の高騰、公租公課の増大を理由として、賃料相当損害金の増額を求めた事案につき、その増額を認めた裁判例も存在している⁽¹²⁾。逆に、交通事故により負傷し、加害者に対し損害賠償を求め訴求したケースで、今後被害者は事故以前に携っていた仕事をすることはできないであろうという裁判所の実事認定のもと命じられた賠償額につき、病状の回復により被害者が以前と同じ仕事に復帰したにもかかわらず、加害者に対し賠償額の強制執行を行ったのに対し、加害者の相続人（加害者は事故後自殺）が請求異議の訴えを提起した事案につき、裁判所は被害者からの強制執行は権利の濫用にあたる⁽¹³⁾として排斥した裁判例もある。

しかし、この方法による解決が認められるか否かについて考える場合には、相当対価請求訴訟においても追加請求あるいは減額請求が前訴判決の既判力に抵触するかどうかの問題を検討しなければならない⁽¹⁴⁾。

(2) 定期金給付判決

2つ目の解決の方法として、相当対価請求訴訟の場合には、将来判決の基礎となった事情に変更が起こる可能性をあらかじめ考慮して、裁判所が定期金給付判決を命じておくことが考えられる。なぜ、このような判決が既述のような問題の解決方法として挙げられるかといえば、それは民事訴訟法117条の規定に求められる。すなわち、民事訴訟法117条1項は「口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に、後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することができる」と規定している。それゆえ、相当対価請求訴訟においても民事訴訟法117条を類推適用できる余地を残しておけば、対価の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合に、事後的に判決の変更の可能性が認められることになる⁽¹⁵⁾と考えられるからである。

この方法による解決を考える場合には、民事訴訟法117条が正面から既判力の打破を認める規定であるので、前訴判決の既判力と変更を求める訴えの判決の既判力との抵触の問題を考える必要はなくなるが、後で述べるように、そもそも相当対価請求訴訟において定期金給付判決が認められるかについて考えなければならないと思われる。

六 解決の方向性

以下、相当対価請求訴訟における判決の是正の問題について、現時点での私見を述べることにする。

1. 追加請求あるいは減額請求による修正の可否

すでに述べたように、不法行為に基づく損害賠償事件において判決後に後遺症が生じた場合、不法占拠に基づく賃料相当損害金の支払請求事件の判決後に公租公課の増大、周辺地域の地価の高騰などが生じた場合に、追加請求を認

めた裁判例が存在する。同様に、相当対価請求訴訟においても追加請求あるいは減額請求が認められるであろうか。

この点については、以下の理由から追加請求あるいは減額請求は認められないと考える。

①相当の対価の支払を命じる判決がなされた後に、再度の追加請求、あるいは、減額の請求は前訴判決の既判力に抵触し認められないと考えられる⁽¹⁵⁾。同一事件について再訴を認めないという既判力制度は民事訴訟制度の根本をなすものであるから、法律が正面からその打破を認めている再審（民訴338条）の制度や近時の民事訴訟法改正で採用された確定判決の変更を求める訴え（民訴117条）の制度以外にできるだけ例外は認めるべきではない。

②第2に、上記の2つの事例と相当対価請求訴訟では事件の性質が異なると考えられる。上記2つの事例、とくに判決後に予測しなかった後遺症が生じた事例では、既判力による法的安定性を強調して再訴を認めないとする結論は、被害者にとって非常に酷になると考えられ、例外的に再訴を認めるべきと考えることに合理性があるのに対し（ただし、判例・学説は一部請求論などの考え方を用いて、後訴は前訴判決の既判力に抵触しないと理由づけているのではあるが）、相当対価請求訴訟は、不法行為に基づく損害賠償請求事件の性質とは異なり、従業員が行った発明に対する相当の対価の支払いという性格のものであるため、不法行為の被害者ほどまでに救済が必要とされる場合ではないと考えられる。

したがって、相当対価請求事件における判決の修正方法を考えるに当たっては、追加請求あるいは減額請求以外の方法を探すべきであろう。

2. 民事訴訟法117条の類推適用の可能性

確定判決の変更を求める訴えについて規定する民事訴訟法117条は、平成10年から施行されている現行民事訴訟法において採用された。この規定は、一定の範囲で既判力の打破を認めたものと理解されている⁽¹⁶⁾。仮に、相当対価請求訴訟においてなされた判決の修正を民事訴訟法117条により認められるか否かを考えるとすれば、その前提として相当対価請求訴訟に民事訴訟法117条を類推適用できるか否かを考える必要がある。

(1) 変更を求める訴えの対象となる確定判決の要件

民事訴訟法117条は、確定判決の変更の対象となる訴えにつき「口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、…その判決の変更を求める訴えを提起することができる」と規定している。

117条の文言から、その適用を受けるには、その対象となる判決が①口頭弁論終結前に生じた、②損害につき、③定期金による賠償を命じた、④確定判決であることが必要となる。

これらの要件のうち、①に関しては、「口頭弁論終結前に生じた」と規定されている点から、117条の対象となる訴えは現在給付の訴えであると理解されている⁽¹⁷⁾。相当対価請求訴訟の場合、対価請求権は特許を受ける権利等を使用

者に譲渡した時点で発生すると考えられており、その時点で相当の対価のすべてが発生していると考えることが可能である。したがって、相当対価請求権は履行期が到来している請求権であり、それに基づく請求は現在給付の訴えになると考えられるので、①の適用要件はクリアできると思われる。また、④についてもなされた判決が確定判決であれば問題は生じないと考えられる。しかしながら、②、③の要件については以下の理由から慎重に検討する必要があると思われる。

まず②、③の要件から、117条による変更の訴えの対象は損害賠償請求事件であると考えられるが、相当対価請求訴訟は、本来の債務の履行を求める訴えであって、民法117条が直接の適用対象としているような損害賠償請求事件ではない。

さらに、③の要件から、117条の対象は定期金による支払判決であることが明らかである。それゆえ、そもそも相当対価請求訴訟において定期金による給付判決を命じることができるかどうかを検討しなければならないと考えられる。というのも、117条はどのような事件で、どのような要件のもと定期金による支払を命じることができるかを規定しておらず、この点に関しては、実体法により定まる問題であると理解されているからである⁽¹⁹⁾。実際、現時点までに相当の対価の支払を定期金給付で命じた裁判例も存在していない。なお、一時金による賠償を命じた場合には117条の適用は受けられないとするのが一般的な理解である⁽²⁰⁾。

(2) 裁判所が定期金による給付判決を命じる場合

どのような場合に裁判所が定期金による給付判決を命じるべきかについては、実体法上規定が存在せず、いまだ不明な点が多いと思われるが、従来から挙げられている事例としては次のようなものがある⁽²¹⁾。

① 契約に基づくもの

当事者間の契約により当初から回帰的な給付義務が生じている場合がある。例えば、消費貸借契約に基づく利息支払債務などがそれである。利息債権は基本権たる利息債権と支分権たる利息債権とに区別されるが、後者は前者の効果により発生し、一定期において一定額を支払うべき支分権としての債権であるとされる。したがって、裁判所はこれを定期金による給付で命じることとするのが、債権の性質をそのまま実現することになる。逆に、将来発生することが予測される（すなわち、履行期に達していない）利息債務の支払を一時にまとめて命じることが、債務の性質を無視することになり、許されないであろう。また、これ以外にも当事者が継続的な契約関係に入っていることにより発生する債務、例えば、賃貸借契約に基づく賃料支払債務、要扶養者・扶養義務者間の扶養料の支払債務なども一定期毎に発生する性質を有するものであり、同様に考えることができると思われる。

② 継続的不法行為に基づく損害賠償請求

この例として挙げられるのが、不法占拠に基づく賃料相当損害金の支払債務である。加害者の不法行為に基づき損

害が継続的に発生することになる。この場合、損害のみならず加害行為自体も将来発生するものであり、それに基づく損害賠償請求権は将来継続的に発生することになると考えられる。将来生じる損害賠償の支払いを定期金による賠償で命じることが実体権の性質に忠実な権利の実現方法ということになると考えられる。

③ 過去の一時点においてなされた不法行為に基づく損害賠償請求

過去の一時点においてなされた不法行為に基づく損害賠償請求事件においても、裁判上定期金による賠償を命じることができるとされている。例えば、不法行為により障害を負った原告が、将来の入院治療費・介護費用、逸失利益などの賠償を求めて訴訟を提起した場合などがそれである⁽²⁵⁾。実体法上、不法行為に基づいて発生する損害賠償請求権は不法行為の時点ですべての損害について発生すると考えられており、そのような理解からすれば、定期金による賠償は認められないことになりそうであるが、定期金による賠償も認められるとするのが判例・多数説である⁽²⁶⁾。しかも、平成10年民法改正の立法者の見解によれば、民事訴訟法117条が主にその適用対象としている事件は、過去の一時点においてなされた不法行為に基づく損害賠償請求事件であり⁽²⁷⁾、また、学説においても、少なくとも訴訟法の面からは定期金による賠償方法が認められたと解されている⁽²⁸⁾。

以上から推察するに、裁判所が定期金給付判決をすることができる事件は、債務者に対し支払を命ずる実体権自体が一定期毎に発生するものであるか（①、②の類型）、もしくは、損害の具体化が将来の時間の経過にかかっているような事件（③の類型）に大別することができると思われる。相当対価請求訴訟において定期金給付判決が許されるか否かについても、上記のような対価請求権の性質を含めてより詳しく検討する必要があるように思われる。

七 おわりに

最後に、本ノートのまとめと今後の課題について述べることにする。

職務発明における相当の対価を定めるにあたって考慮すべき「使用者等が受けるべき利益の額」の算定においては、将来発生するであろう事実が当該利益の額を算定する基礎として用いられる場合がある。この算定方法は合理的であると考えられるが、将来起こる事実を前もって予測して算定するものであるため、時間の経過に従って、判決において予測された事実と異なる事実が生じる、あるいは、逆に判決において予測されなかった事実が後に生じる可能性がある。

上記のような場合に、判決で認められた相当の対価の額を事後的に再評価することは認められるべきであろうか。この点については、特許法35条の趣旨が使用者と従業員との衡平を図るものであり、結果として一方に有利な判決は

両者の発明に対するインセンティブを減じることにつながることを、相当の対価の額の決定が当事者間の自由な意思に委ねられていないこと、実務上も最も合理的な対価の支払方法として発明の価値に応じて一定毎に対価を支払うとする実績補償（運用補償）の制度が採用されていることが多いことから、肯定されるべきであると考えられる。

さて、私見のような考えに立つ場合に、次に問題となるのが、どのような形で相当の対価の額の再評価（修正）が認められるかである。特許法は、使用者に特許を受ける権利等を譲渡したときは、従業員は相当の対価の支払を求める権利を有する旨の規定を置くにすぎず（特許法35条参照）、地代・賃料の再評価（借地借家法11条・32条）や扶養料の再評価（民法880条）のような規定を明文で定めていないため、実体法上の規定の解釈により相当の対価の再評価（修正）を認めることは難しいように思われる。

そこで、本ノートにおいては、現時点の解決の方向として訴訟法上の方法を挙げた。すなわち、対価の算定の基礎となった事項に著しい変更が生じた場合に、①あらためて相当の対価の増額請求、あるいは、減額請求を認める方法と②定期金による賠償を命ずる判決について賠償額の事後的な再評価を認めている民事訴訟法117条の規定の適用を考える方法の2つである。前者については、前訴と再訴の既判力が抵触しないのかどうかを検討する必要があり、後者については、117条の要件の問題を検討する必要がある。

現時点では、再度の対価の請求あるいは減額請求は既判力に抵触すると考えており、前者の方法を採用することはできず、まずは117条による解決を試みるべきであると考えている。その際、117条の類推適用を考えなければならない関係上、そもそも相当対価請求訴訟において定期金給付判決をすることが許されるのかが1つの問題になると思われる。この点について、本ノートでは、従来、どのような事件について定期金給付による判決が許されると考えられてきたかを簡単に挙げるにとどまった。紙面の関係上、相当対価請求訴訟における定期金給付判決の許容性について十分な検討をすることができなかったが、この問題については今後の研究の課題とするつもりである。そして、これが肯定されるものであれば、その後は処分権主義との関係で、相当対価請求訴訟において対価の額の一時的支払い請求がなされた場合に対して、裁判所が定期金給付判決を命じることができるかの問題について考察する予定である。

註

- (1) 最三判平成15年4月22日判例時報1822号39頁
- (2) 東京地判昭和58年12月23日判例時報1104号120頁参照。
- (3) 「使用者等が受けるべき利益の額」の算定方法について私見を述べたものとして、拙稿「相当の対価の算定方法に関する一考察—特許法35条4項「使用者等が受けるべき利益の額」の算定方法—」東亜大学紀要創刊号（本誌）1頁以下を参照。
- (4) その理由については、拙稿注（3）10頁以下
- (5) 中山信弘「従業員発明における発明者の地位（4）」法学協会雑誌91巻11号60頁（1974）、渋谷達紀「判批」発明99巻2号125頁以下（2002）、横山久芳「職務発明制度の行方」ジュリスト1248号38頁以下（2003）。判例においては本研究ノートで採り上げた大阪地裁平成14年5月23日判決のほか、注（1）に掲げる最三小平成15年4月22日判決を参照。
- (6) すでに多くの企業が実績補償による対価の支払方法を採用している（中山信弘『工業所有権法・上』（弘文堂、第二版増補版、2000）84頁、飯田昭夫「職務発明規定における「相当の対価」請求権の消滅時効と会社貢献度—中小企業と職務発明規定と弁理士の関与度について考える—」特許54巻10号30頁[2001]など）。また、各企業の職務発明規程の実例については「職務発明と報奨制度」発明99巻4号10頁（2002）等を参照。
- (7) 実績補償制度に好意的な評価をしている文献として、山田恒夫「判評」発明93巻5号112頁（1996）、飯田・前掲注（6）30頁、横山・前掲注（5）41頁など。
- (8) 大阪地判昭和59年4月26日無休裁判集16巻1号282頁
- (9) 中山・前掲注（6）84頁、青山紘一『特許法』（法学書院、改訂第2版、1997）103頁などを参照。
- (10) もちろん、立法論としては実体法である特許法自体を改正して、事後的に相当の対価の額の再評価（修正）を認めるという方法もあり得る。
- (11) 最判昭和42年7月18日民集21巻6号1559頁を参照。なお、交通事故の被害者と加害者の間で調停が成立した後に、被害者が死亡した場合において、遺族からの慰謝料請求の可能性を認めた判例に最判昭和43年4月11日民集22巻4号862頁がある。
- (12) 最判昭和61年7月17日民集40巻5号941頁、福岡高判昭和56年2月25日判例タイムズ455号119頁他。
- (13) 最判昭和37年5月24日民集16巻5号1157頁
- (14) これらの問題について大変参考となる最近の論稿として、河野正憲「確定判決と事情の変更」木川統一郎博士古稀祝賀編集委員会編『民事裁判の充実と促進 上巻—木川統一郎先生古稀祝賀』（判例タイムズ社、1994）770頁以下、高橋宏志「確定判決後の追加請求」『判例民事訴訟法の理論（下）—中野貞一郎先生古稀祝賀』（有斐閣、1995）295頁以下、山本弘「将来の損害の拡大・縮小または損害額の算定基準の変動と損害賠償請求訴訟」民事訴訟雑誌42号25頁以下（1996）がある。
- (15) 渋谷・前掲注（5）128頁
- (16) 雛形要松＝増森珠美「定期金賠償による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え」三宅省三＝塩崎勤＝小林秀之編集代表『新民事訴訟法大系 第二巻』（青林書院、1997）15頁、高田裕成「定期金賠償判決と変更の訴え」竹下守夫・今井功編『講座新民事訴訟法Ⅰ』（弘文堂、1998）180頁他。
- (17) 秋山幹男＝伊藤眞＝加藤新太郎＝高田裕成＝福田剛久＝山本和彦『コメンタール民事訴訟法Ⅱ』（日本評論社、2002）435頁他。
- (18) 前掲注（9）の文献を参照。
- (19) ドイツ民法は843条、845条において、裁判所が原則として定期金賠償判決を命じなければならない場合を明らかにしている。
- (20) 法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』131頁（1996）、三宅省三＝塩崎勤＝小林秀之編集代表『注解民事訴訟法Ⅱ』（青林書院、2000）517頁（雛形要松＝増森珠美執筆）。
- (21) 小林秀之編著『新民事訴訟法の解説』（新日本法規、1997）117頁（吉田元子執筆）、雛形＝増森・前掲注（16）16頁他。
- (22) 法務省民事局参事官室編・前掲注（20）131頁、納谷廣美「定期金賠償を命じた確定判決の変更」白川和雄先生古稀記念論集刊行委員会編『民事紛争をめぐる法的諸問題』（信山社、1999）281頁以下、秋山他・前掲注（17）435頁を参照。本研究ノートの分類もこれらの文献に負うところが大きい。
- (23) 我妻栄「新訂債権総論」（岩波書店、1939）43頁、奥田昌道「債権総論」（悠々社、増補版、1992）57頁他。
- (24) 将来の利息支払債務は履行期が到来していない債務であるから、裁判所が給付判決を命じることができるのは民法135条の要件

を満たす場合であることが当然の前提となる。

- (25) 近時の裁判において定期金による賠償が命じられた事例として、大阪地判平成5年2月22日判例タイムズ834号161頁、東京地判平成8年12月10日判例タイムズ925号281頁（条件付定期金給付判決）、大阪地判平成10年6月26日判例タイムズ1001号196頁がある。
- (26) 定期金賠償を認めた裁判例はこれまでに多数存在する。戦後では神戸地判昭和36年3月28日交通下民集昭和36年度164頁、名古屋地判昭和47年11月29日判時696号205頁、札幌地判昭和48年1月23日判例タイムズ289号163頁、仙台地判昭和58年2月16日交民集16巻6号1771頁、大阪地判平成3年1月31日判例タイムズ757号217頁など。学説では、倉田卓次「定期金賠償試論」判例タイムズ179号19頁以下（1965）、楠本安雄「定期金賠償と生活保障」『人身損害賠償論』（日本評論社、1984）189頁以下他多数。
- (27) 法務省民事局参事官室編・前掲注（20）131頁、「研究会 新民事訴訟法をめぐって（第8回）」ジュリスト1112号109頁以下（竹下守夫、柳田幸三発言）（1997）ほか。
- (28) 河野正憲「確定判決の変更を求める訴え」ジュリスト1098号40頁（1996）、越山和広「定期金賠償と新民事訴訟法117条の変更の訴えについて」近畿大学法学第45巻2号96頁（1998）など。